

# 人事行政の運営等の状況を公表します。

埼玉西部広域事務組合

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況（単位：人）

### （1）職員の採用・再任用・退職の状況

区 分		事務 職員	消防 職員	計
採 用		0	5	5
再 任 用		0	1	1
退 職	定 年	0	3	3
	勸 奨	0	0	0
	自己都合	0	0	0
	死 亡	0	0	0
	小 計	0	3	3

### （2）部門別職員数の状況（各年4月1日）

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数
		平成 22 年	平成 23 年	
一般 行政 部門	総務	3	3	0
	衛生	2	2	0
	消防	196	198	2
合 計		201	203	2

(注)採用・再任用は平成23年4月1日、退職は平成22年度です。

## 2 職員の給与の状況

### （1）人件費の状況（平成22年度組合会計決算）

歳 出 費 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
千円 2,342,435	千円 80,016	千円 1,211,626	% 51.7

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

### （2）職員給与費の状況（平成23年度一般行政職予算）

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 203	千円 740,422	千円 225,554	千円 280,442	千円 1,246,418	千円 6,139

(注)当初予算に計上された額です。

### （3）職員の平均年齢及び平均給料月額

（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	37.2 歳	301,918 円

百円未満四捨五入

### （4）職員の初任給の状況

（平成23年4月1日現在）

区 分	初 任 給	
一般 行政職	大学卒	178,800 円
	短大卒	161,600 円
	高校卒	149,800 円

( 5 ) 職員の手当の状況 (平成 23 年 4 月 1 日)

区 分	内 容		
期 末 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
勤 勉 手 当	6 月 期 1 . 2 2 5 月 分	0 . 6 7 5 月 分	1 . 9 0 月 分
	1 2 月 期 1 . 3 7 5 月 分	0 . 6 7 5 月 分	2 . 0 5 月 分
	( 職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置 あ り )		
扶 養 手 当	配偶者：13,000 円 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子及び孫 60 歳以上の父母及び祖父母 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹 重度心身障害者 ~ 一人につき、6,500 円。ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、1 人のみ 11,000 円 の子のうち、満 16 歳から満 22 歳までの子：5,000 円加算		
地 域 手 当	給料、扶養手当、管理職手当の 6 %		
管 理 職 手 当	主幹又はこれに相当する職以上の職 44,000 円から 70,000 円		
住 居 手 当	借家等居住者：家賃額に応じて支給 (最高 27,000 円) 持家居住者：5,000 円		
通 勤 手 当	交通機関 (電車等) 利用者：運賃相当額 交通用具 (自家用自動車等) 利用者：距離に応じた定額		
特 殊 勤 務 手 当	斎場業務手当、消防業務手当		
退 職 手 当	自己都合		勸 奨 ・ 定 年
	勤続 20 年	23 . 50 月分	30 . 55 月分
	勤続 25 年	33 . 50 月分	41 . 34 月分
	勤続 35 年	47 . 50 月分	59 . 28 月分

(注) 埼玉県市町村総合事務組合の規定によるものです。

( 6 ) 特別職の報酬等の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 年 額 等
給 料	管理者	110,000 円
	副管理者	103,000 円
報 酬	議 長	85,000 円
	副議長	80,000 円
	議 員	75,000 円

(注) 給料、報酬とも年額です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（毎日勤務）

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00 ～13:00	土曜日及び 日曜日

#### (2) 休暇制度の概要・種類等（平成23年4月1日現在）

年次有給休暇	1年につき20日付与 残日数は20日を限度として翌年に繰り越し可能
病気休暇	負傷又は疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	結婚、出産、忌引など特別の理由により勤務しないことが適当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢で介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

#### (3) 年次有給休暇の取得情報

平均取得日数
8.2日

（注）平均取得日数は、平成22年1月1日から平成23年12月31日までのものです。

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況（平成22年度）

処分の種類	免職	休職	降任	降給
処分者数	0	0	0	0

#### (2) 懲戒処分の状況（平成22年度）

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	0	0	0

### 5 職員のサービスの状況

#### (1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、サービス上の強い制約を課しています。

#### (2) 職務専念義務の免除の状況

主なもの...人間ドック受診・リフレッシュ休暇・研修・任用試験を受ける場合

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の実施状況(平成22年度)

研修種別	主 な 内 容	終了者数
消防関係	消防大学校(幹部科、警防科)	2人
	県消防学校(初任教育、警防科、警防活動教育、予防査察科、特殊災害科、救急科、救助科、初・中級幹部科)	23人
	救急救命士養成所	1人
	救急救命士各種研修(気管挿管・薬剤投与等)	15人
	救急救命士養成所専任教育	1人
一般研修	階層別研修等	8人
合 計		50人

### (2) 勤務評定の概要(平成22年度)

区 分	内 容
実施時期	年1回(10月)
対象職員	管理職を除く消防職員
評定の方法	評定者・調整者による勤務状況の5段階評価
評定の効果	職員の指導育成、昇任等に活用し公平な人事管理を行う。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成22年度)

### (1) 定期健康診断等の受診状況

定期健康診断	177人
人間ドック	22人

### (2) 公務災害の発生状況

公務上の災害	1件
通勤による災害	0件

## 8 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度の措置要求及び不服申立てに係る事案はありませんでした。